

9 農地の相続・贈与に係る特例

(1) 相続税に係る特例措置

相続税の納税猶予制度とは、相続等により、被相続人の農業の用に供されていた農地又は農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け（以下「特定貸付け」という）が行われていた農地を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく又は特定貸付けを行う場合、これらの農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限までは納税を猶予し、当該期限が到来したときに免除されるという制度です。

ただし、平成 21 年 12 月 14 日以前に発生した相続等により取得した農地について、納税猶予の適用を受けている人は、平成 21 年度税制改正前の納税猶予制度（相続人が自ら農業経営を行うことを要件として相続税を納税猶予し、20 年間営農を継続したら免除するという仕組み）が引き続き適用されます。

(2) 贈与税に係る特例措置

贈与税の納税猶予制度とは、農業を営む人（贈与者）が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の 1 人）に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されるという制度です。

平成 24 年度税制改正により、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予について、10 年以上（貸付け時において 65 歳未満である場合には、20 年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置が講じられます。

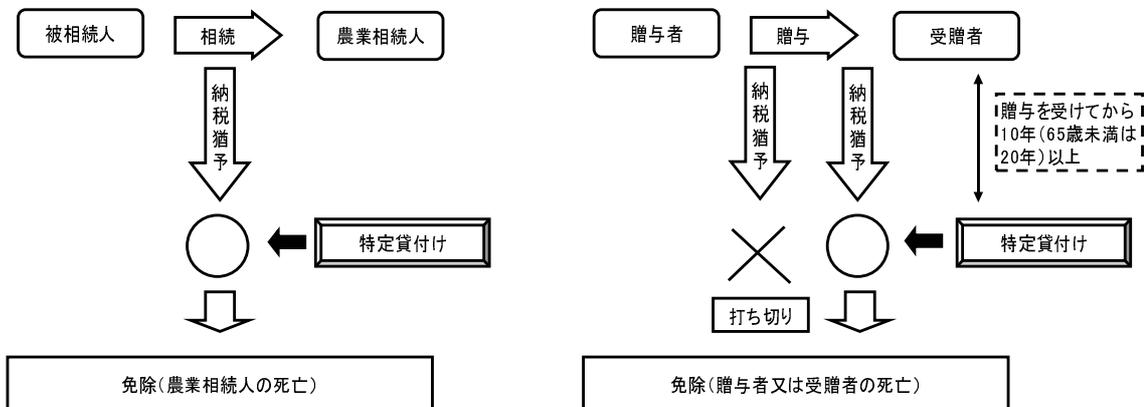


図 VI-2 農地の相続・贈与に係る特例